

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和 3年 6月30日

住 所 北九州市小倉南区空港北町6番

事業者名 北九州エアターミナル株式会社

代表者名 代表取締役社長 西田 幸生
(役職名および氏名)

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

<p>(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項 当社が管理する北九州空港旅客ターミナルは、移動等円滑化基準に適合しているが、建設後13年を経過し、当初と比べて高齢者や障害者等の利用も増加していることから、利用状況やニーズを見ながら、施設や設備の充実等、対応を検討していく。</p> <p>(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項 高齢者や障害者等に加え外国人の利用者も建設当初より増加してきていることから、職員の研修並びに航空会社やテナント等のビル内事業者との連携を図り、旅客支援に努めていく。</p>
--

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
—	移動円滑化誘導基準に適合しているため、措置の必要なし

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
移動等円滑化基準適合維持	改修工事等における法の適合性のチェックの実施、及びバリアフリー法所管部局への変更等届け出の提出

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ビル内事業者との連携	航空会社やテナント等のビル内事業者と協力し、案内や誘導等の連携を図っていく (2019 年度～2021 年度)

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
案内カウンターの触知案内図のリニューアル	案内カウンターの触知板のリニューアルを行い、視覚障害者の方にも分かりやすい案内表示を図る (2020 年度～2021 年度)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
共同研修の実施	航空会社等と共同で現場での研修等を行い、課題や問題点、対応方法等について情報の共有化を図る (2019 年度～2021 年度)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
適正な配慮のための広報等	ポスター掲示等による、多目的トイレの適正利用の周知・啓発

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>バリアフリー化を推進するため、管理会社、航空会社、テナント等で構成する、「(仮称)バリアフリー連絡協議会」を設置し、課題や問題点、対応方法等について情報の共有化や対応方針の確認等を行う (2019 年度～2021 年度)</p> <p>一般便所や多機能便所等の機能の検証を行い、改善点等について検討を行う (2021年度～2022 年度)</p>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由
-	-	-

V 計画書の公表方法

空港ホームページにバリアフリーの項目を設け、本計画の公表を行う

VI その他計画に関連する事項

特になし

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。